

岩手県立中央病院テナント事業者（自動販売機）公募に係る照会への回答等について

岩手県立中央病院  
院長 望月 泉

本書は、医療局不動産管理規程に基づく不動産使用許可によるテナント事業者を選考するにあたって、応募予定者の公平性や選考の透明性を高め、同一条件下で営業計画書を策定していただくため、先に開催の説明会で「岩手県立中央病院テナント営業募集要項」等資料に関して質問のあった事項、現地説明の際質問された事項及び説明会終了後に寄せられた照会事項に対して、現時点において可能な限り回答するものである。併せて、説明会で補足説明した事項等についても明示するものである。

したがって、今回のテナント事業者公募に関して、営業計画書を作成することと直接関係しない照会等に対しては回答しないものであること。また、本書に記載した内容によりテナント事業者として決定した後の営業環境等を担保するものではないことをご承知願います。

【テナント説明会での質疑応答について】 — 当日回答したことに加え、補足等をしております

1 問、 営業期間について、29年4月1日以降については改めて公募となるのか。

答、 院内の他の自動販売機更新に併せて改めて公募します。

2 問、 今回設置する場所には今まで自動販売機を設置していたのか。

答、 以前公衆電話を設置していた場所であり、今まで自動販売機は設置しておりません。

3 問、 地下の職員数は何名か。

答、 6月1日現在57名です。

4 問、 販売品目について、ビン・紙パックでもよいか。

答、 飲料であれば問題ありません。

5 問、 事業者決定から営業開始までの期間が短いですが、必ず7月1日から営業しなければならないか。

答、 決定事業者様と相談のうえで決定します。

6 問、 様式2-2 出店及び営業計画書の3 自動販売機の形状及び意匠について、採点基準はあるか。

答、 採点者の判断となります。

7 問、 設置予定場所について、自動販売機とごみ箱を設置するかたちとなるのか。自動販売機が多少通路側にはみ出しでも問題ないか。

答、 そのとおりです。ごみ箱の数については事業者様の判断となります。設置予定場所の奥行きが狭いため、通路側に多少はみ出しでも問題ありません。